

平成29年度 看護師の特定行為研修シンポジウム

特定行為研修制度に係る行政の取り組み —岐阜県の取り組み—

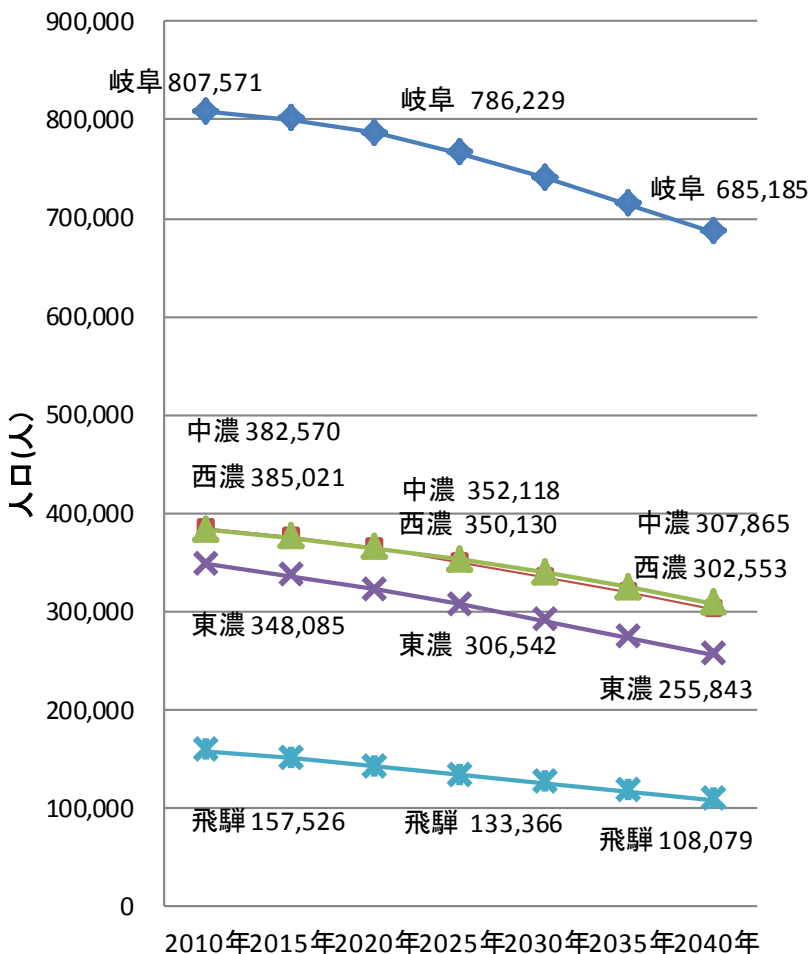


平成30年2月28日(水)
岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課
村瀬千里

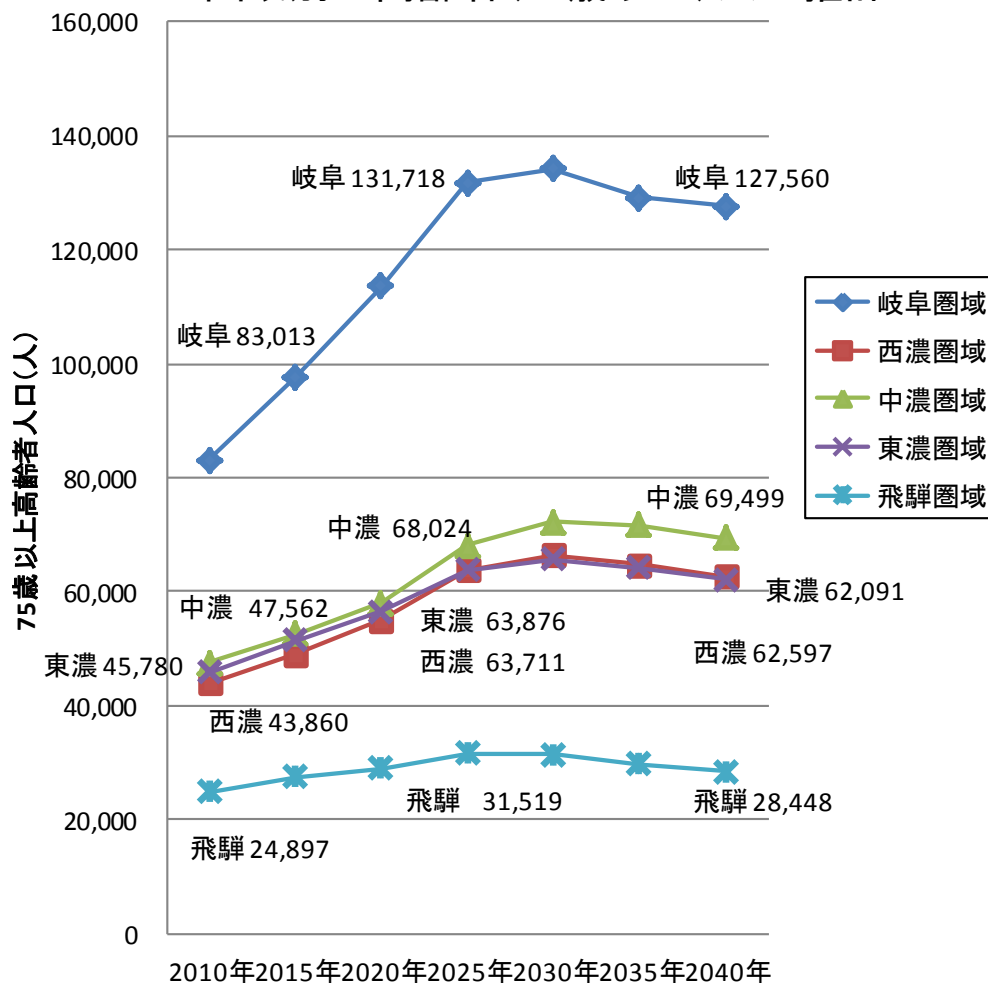
二次医療圏の比較～将来人口・高齢者人口推計～

○人口は全ての圏域で減少傾向。しかし人口構造の変化には圏域差が表れている。

■圏域別の人口推計



■圏域別の高齢者(75歳以上)人口推計



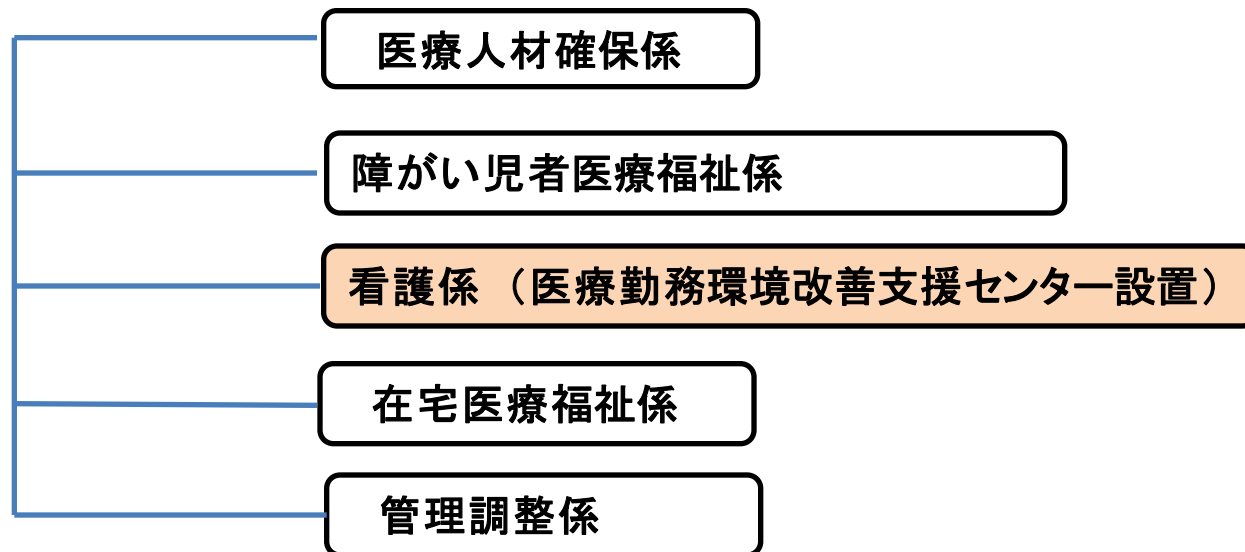
【出典】 国立・社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」

岐阜県は、地域医療構想のもと地域包括ケアシステムを推進するために、平成29年度 医療福祉の連携強化のための組織改編を実施。医療福祉連携推進課として、在宅医療に関わる情報を共有しながら施策に取り組んでいる。

看護系には、医療機関の勤務環境改善を推進するための支援センターを県庁内に設置。

(直営 H26. 7)

岐阜県健康福祉部 医療福祉連携推進課



Ⅱ 看護師の特定行為研修推進の取り組み(全体)

- 2025年、岐阜県の後期高齢者人口は約35万人と見込まれ高齢化が進む。
- 在宅療養者数は人口10万人対 H23年155.0人→H26年237.9人と増加。
- 訪問看護事業所数は人口10万人対 H26年7.4→H29年7.8と増加しニーズがある。
- H28年県民の意識調査 死期が迫っている場合の療養場所の希望：自宅60.6%



- 地域医療・看護のさらなる需要増加に対応できる特定行為研修を促進する必要がある。

年度	調査	施設訪問	普及・啓発	研修派遣 機関支援	補助事業
H27	病院 訪問看護事業所		情報提供 (厚生労働省)		
H28	病院 訪問看護事業所	他県 指定研修機関 県内 協力施設	情報提供 (厚生労働省)	研修制度勉強会 (看護管理者)	受講費等補助 事業予算要求
H29	病院 訪問看護事業所 介護保険施設等	県内 協力施設	情報提供 (厚生労働省) ★セミナー (6月岐阜県庁) (11月飛騨圏域) ★ミニフォーラム (10月岐阜圏域)	研修制度勉強会 (研修修了者)	受講費等補助 事業開始

【 平成27年度 推進の取り組み 】

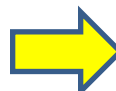
1 特定行為研修制度に関するニーズ調査

(H27.4)

＜受講希望施設＞

対象施設	希望する施設数
病院 n=102(回答率74.5%)	12
訪問看護ステーション n=102(回答率55.9%)	24

- ＜受講を予定しない理由＞
- ・必要性を感じない
 - ・適当な人材がない
 - ・看護師数の不足により受講させられない

 受講希望に応えるためには受講環境の整備が必要

2 県内医療機関へ研修機関設置に関する情報提供

【 平成28年度 推進の取り組み 】

- 1 普及・啓発(制度周知のための情報提供:厚生労働省)
- 2 特定行為研修制度に関する調査(病院、訪問看護事業所)
 - ・指定研修機関・協力施設数および設置の意向
 - ・研修受講者数、研修支援のニーズ
- 3 施設訪問
 - ・県外 指定研修機関 (体制整備、費用、環境等)
 - ・県内 協力施設 (体制整備、費用、活動状況等)
- 4 研修派遣支援のための勉強会(看護管理者)
 - ・受講支援体制、研修者活用の情報交換
- 5 H29年度当初予算要求
 - 受講費等補助事業
 - セミナー事業

在宅医療等の推進 = 効率的かつ質の高い医療提供体制の構築

看護師等の人材確保の促進

* 目的: 病院、居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護師等を確保し、もって国民の保健医療の向上に資する

【国の責務】

看護師等の養成、研修等による資質の向上等のために必要な財政上その他の措置

【県の責務】

看護に対する住民の関心と理解を深めるとともに、看護師等の確保を促進するために必要な措置

【病院等の責務】

看護師等がその専門知識と技能を向上させ、十分発揮できるよう、研修を受ける機会を確保するために必要な配慮その他の措置

【看護師等の責務】

高度化かつ多様化する保健医療サービスへの需要に対し、研修を受ける等能力の開発及び向上を図る

在宅医療等の推進に向け、県内の医療機関や訪問看護事業所等へ**特定行為研修の必要性や重要性を啓発する必要がある**

⇒ **受講経費の補助と啓発活動の両輪で実施することにより、特定行為研修修了者を増やして在宅医療等を促進**

今後の在宅医療等の推進に必要な**特定行為研修の必要性や重要性についての認識が低いことが判明**

- 必要性がわからない・ない 29% (* 研修受講しない理由)
- セミナー開催の必要性
 - 看護師が受講する必要あり 75%
 - 病院等管理者が受講する必要あり 42%

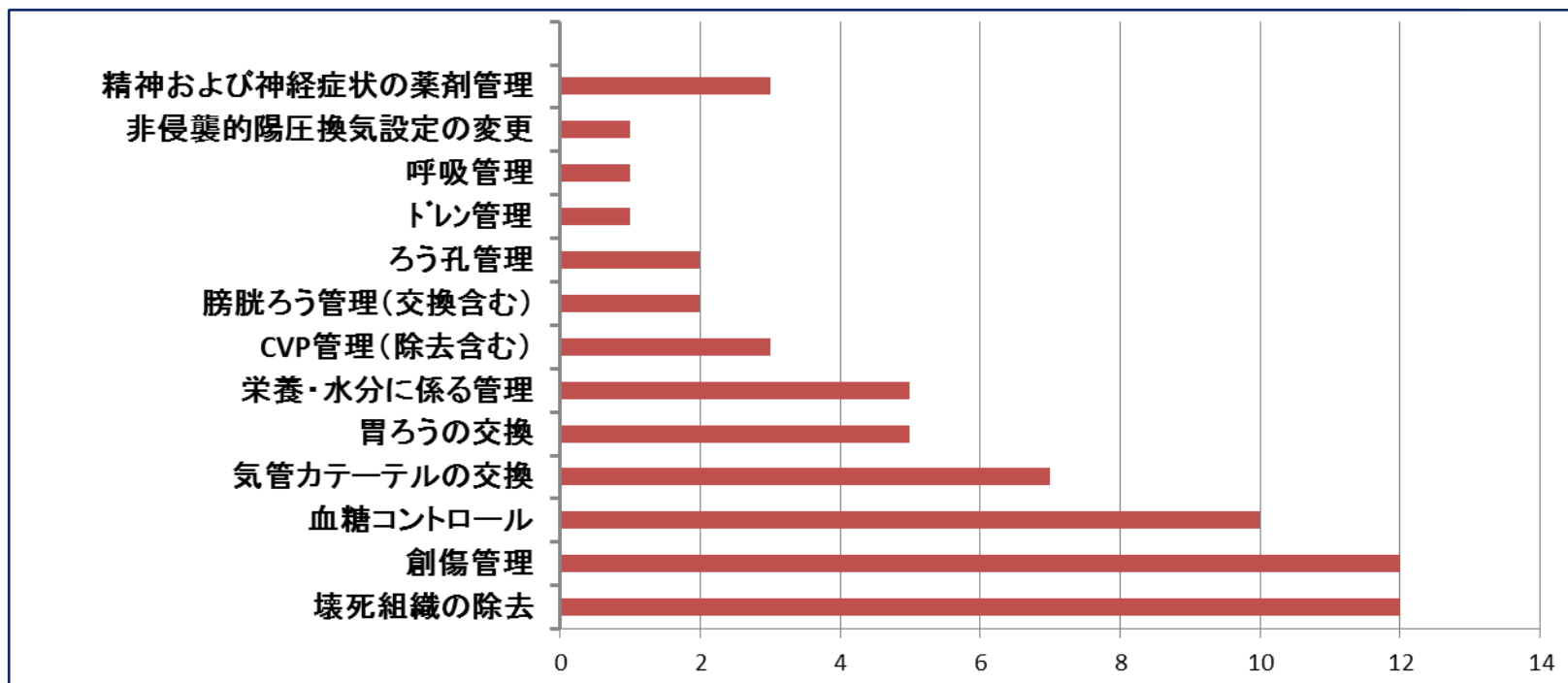
【H28.8月 病院・訪問看護事業所ニーズ調査より】

特定行為研修に係る調査(訪問看護事業所) H28.8

訪問看護の業務で特定行為が必要と思った行為

複数回答

n=53



【研修派遣のために受きたい支援】 複数回答

研修派遣者のための講習費用	35
代替職員確保のための費用	28
病院との連携	4

n=53

【H29年度 新規事業計画】 特定行為が実施できる看護師を計画的に養成

- ・受講者を派遣する医療機関等に対する支援を実施。
- ・急性期医療・在宅医療を支える医療機関や訪問看護事業所等に対して、特定行為研修の必要性の理解を促進

【医療機関等への支援】

- 特定行為研修支援事業費補助金【新規】
医療機関等が支出した受講経費を補助
14区分27行為 補助率1/2(上限額356千円)

【医療機関等へ啓発】

- 特定行為研修セミナー
特定行為研修の必要性を啓発
2回(岐阜・飛騨)

◎特定行為研修修了者

- ・研修修了看護師が患者の状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能
- ・「治療」「生活」の両面から患者を支えることが可能

質が高く安全な医療の提供・患者の状態に応じた適切な医療の提供

看護師特定行為研修支援事業費補助金

事業の趣旨・目的

○県内の在宅医療等を推進するためには特定行為研修を修了した看護師を多数養成する必要があることから、県内の医療機関の看護師が受講しやすい環境を整備するため、医療機関が支出した受講に係る経費を支援する。

→ 急性期医療と在宅医療を中心に、活動の場のニーズと領域の専門性が考慮された14区分27行為について研修経費を支援

補助対象：指定研修機関

全国28機関 H28. 8. 4現在)

※指定研修機関の申請をした機関が国に直接申請を行う。

○指定研修機関支援事業

ア 導入促進支援事業

・指定研修機関設置準備に必要なカリキュラムの作成や備品購入、実習体制構築等の経費を支援

イ 指定研修機関運営事業

・運営に必要な指導医に係る経費や実習施設謝金などの支援

○指導者育成事業

・効果的な指導ができる指導者を育成

補助対象：各医療機関等

○研修支援事業

・医療機関が支出した受講経費を支援

→ 14区分27行為

補助率1/2 (上限額 356千円)

【急性期医療と慢性期医療中心】

〈研修内容〉

・共通科目＋区分別科目(講義・演習・実習・評価)

受講料(462,240円～713,880円 * 区分により相違)

県補助

2025年に向け、国は研修修了者を10万人養成

○県の目標 200人(10年間)

※参考 認定看護師数238人(約20年間)

国補助

看護師の特定行為研修セミナー

事業の趣旨・目的

- できるだけ多くの特定行為研修を修了した看護師を育成するためには、県内の医療機関等に研修の受講を促す必要があるが、県内の医療機関における研修受講者は4名。
特定行為研修の必要性や重要性について認識が低いことが判明。
- 在宅医療の推進に向け、県内の医療機関や訪問看護事業所等へ特定行為研修の必要性を啓発

看護師の特定行為研修セミナーの開催

- テーマ : 在宅医療における特定行為研修の必要性、特定行為ができる看護師の役割や重要性について
- 実施主体: 県
- 実施回数: 2回 (会場: 岐阜地域、飛騨地域)
- 対象者 : 県内の医療機関、訪問看護事業所等高齢者施設等の職員、在宅医療に関心のある看護師等(1会場100名程度)
- 内容 : 制度の概要(厚労省)
特定行為研修機関(受入側)の事例紹介
特定行為研修受講者(本人、施設側)の事例紹介

- 国の想定
- ・ 2025年に向け研修修了者を2桁万人養成
- 県の目標 200人 (10年間)
- ※参考
認定看護師数
238人 (約20年間)

【 平成29年度 推進の取り組み① 】

1 普及・啓発

○セミナー開催

第1回 岐阜圏域(岐阜県庁) 6月 参加者数99名

講演者:東海北陸厚生局 看護指導官

県外指定研修機関

県内協力施設(管理者)

県内研修修了者 2名

第2回 飛騨圏域(高山市保健センター) 11月 参加者数32名

講演者:東海北陸厚生局 看護指導官

県外研修修了者(看護管理者)

県内研修修了者 1名

○ミニフォーラム開催 10月

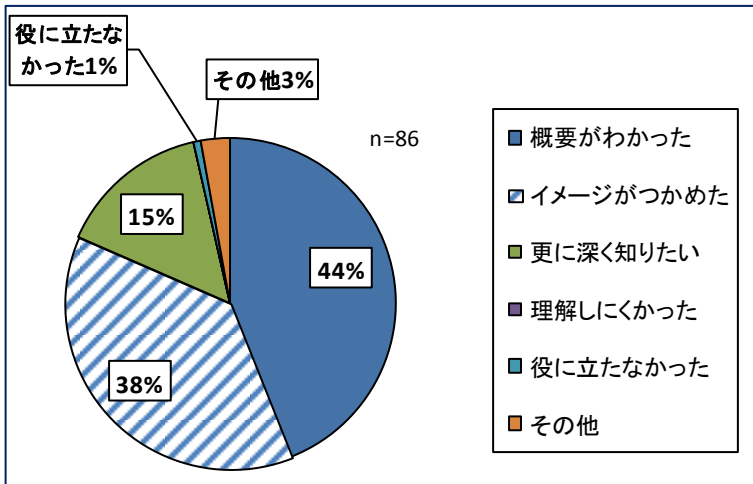
岐阜県病院協会医学会(岐阜圏域 長良川国際会議場)

講演者:東海北陸厚生局 看護指導官

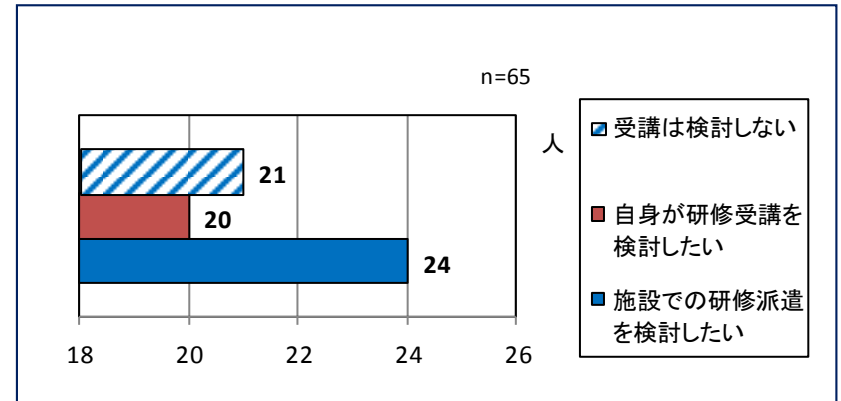
県内研修修了者 2名

セミナー開催後のアンケート結果 【第1回 岐阜圏域】

セミナー内容

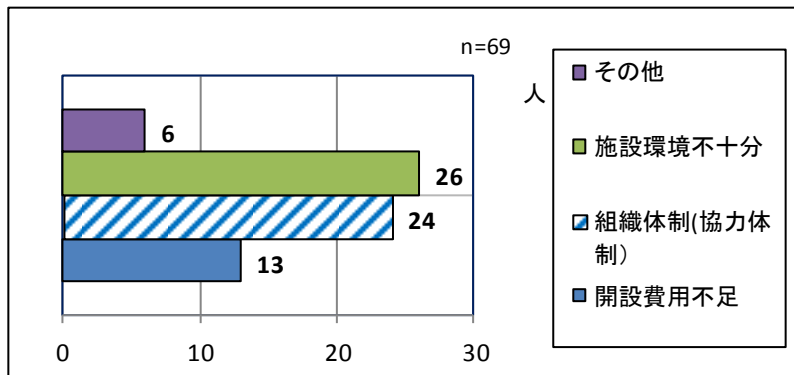


受講の検討

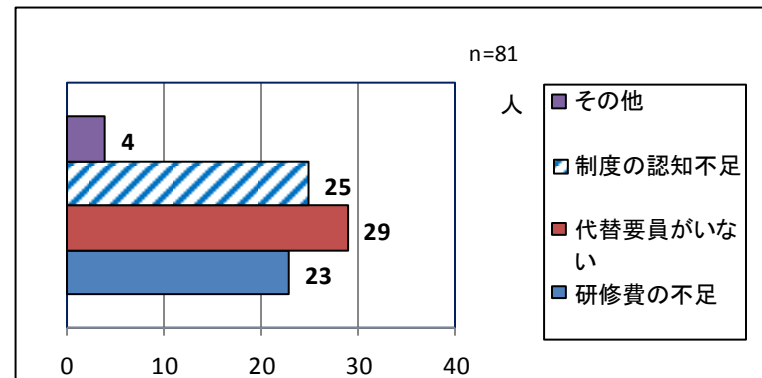


※ セミナー受講の動機: 「研修派遣の検討をするため」10人

施設申請の困難な理由



研修受講の困難な理由



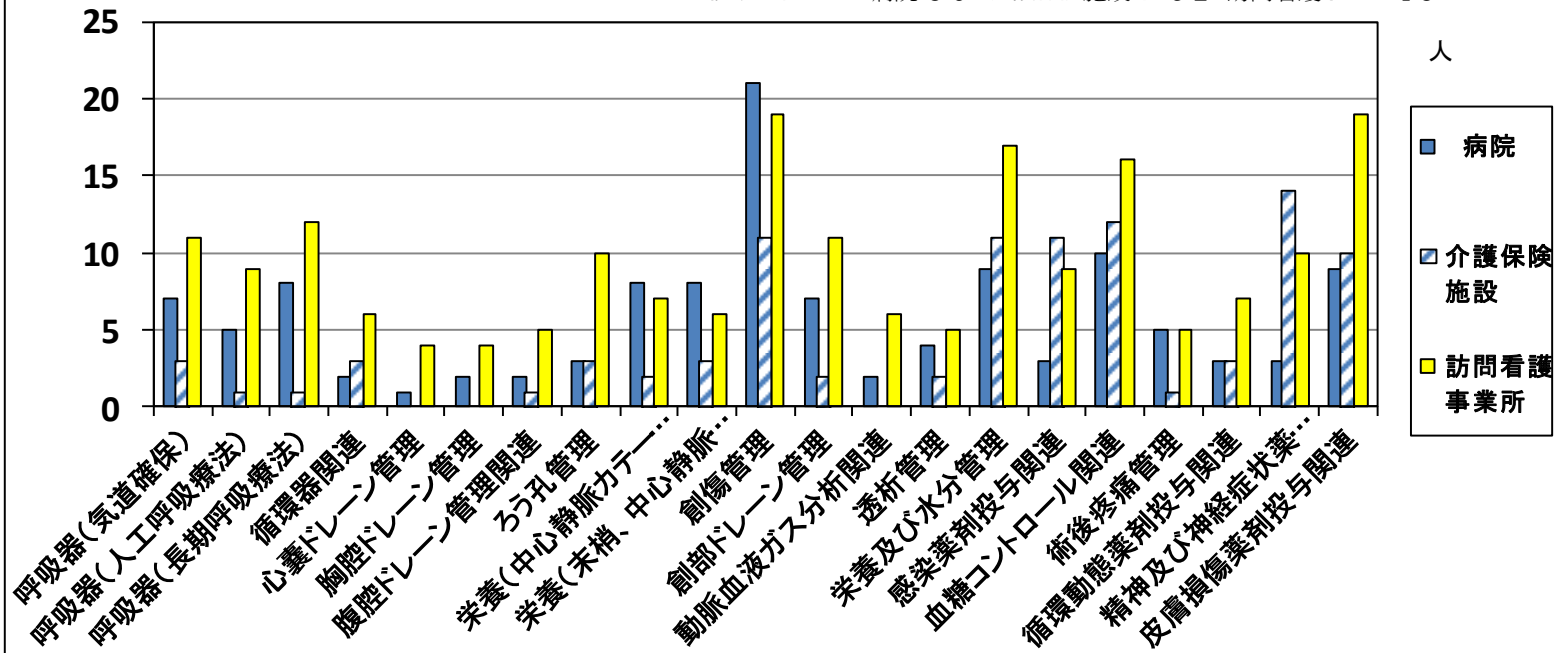
【 平成29年度 推進の取り組み② 】

- 2 特定行為研修制度に関する調査
（病院、訪問看護事業所、介護保険施設等）
- 3 施設訪問
県内 協力施設（体制整備、費用、研修状況等）
- 4 研修派遣支援のための勉強会（研修修了者）
受講内容、研修修了後の活動、課題等の情報交換
- 5 受講費等補助事業開始
県内への周知、ホームページ掲載、派遣施設への確認
- 6 H30年度当初予算要求
受講費等補助事業

特定行為研修に係る調査 (病院・介護保険施設等・訪問看護事業所)

受講希望の特定行為区分

複数回答 n=病院:50 介護保険施設等:32 訪問看護事業所45



課題と対策

- 1 特定行為研修制度の周知（訪問看護事業所、介護保険施設等、診療所）
- 2 施設の支援体制整備（医師等との連携）
- 3 研修修了者の実践活動の周知
- 4 県内指定研修機関の設置、協力施設の増設



関係団体、医療機関との調整